

下関市立大学における「独占禁止法教室」の開催について

平成29年10月17日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として、経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下関市立大学において、下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成29年10月23日（月）10：40－12：10
- 2 場 所 下関市立大学
下関市大学町二丁目1番1号
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所長 栗
顕
- 4 対象者 下関市立大学 経済学部学生
- 5 テーマ 独占禁止法，公正取引委員会の概要等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。
御希望の場合には、平成29年10月20日（金）正午までに、次の問
い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課 電話 082-228-1501（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html